

【コラム】学習に関すること

① 指導案への記載

まずは、児童生徒等の様子（実態）から

話をすることが大好きなAさんの合理的配慮の記入の仕方について考えてみましょう。Aさんは、参観者を見ると嬉しくなり、落ち着かなくなることが予想されますが、「学習機会や体験の確保」「学習内容の変更・調整」について合意形成が図られた場合には、指導案に以下のように記入することが考えられます。

例ア：本時については、Aさんの合理的配慮に基づき、参観者が気にならないような座席の配置にしたり、パーテーション（ついたて）で参観者が見える方向をさえぎるようにしたりして、学習に取り組めるようにする（学習機会や体験の確保）。

例イ：本時については、Aさんの合理的配慮に基づき、参観者が気になり他児とのグループ学習ができない時は、支援員（介助員）と学習を進めるようにする（学習内容の変更・調整）。

整合性をもたせる

上記の例アでは、児童生徒等の様子（実態）を記入した後に、「本時の展開」に「指導の手だて（留意点）」として具体的に記入することもできますが、授業中をとおしての配慮の場合には、「座席表」に示すこともできます。

また、例イでは、授業の途中から必要になる配慮のため、児童生徒等の様子（実態）を記入した後に、本時の展開の指導の手だて（留意点）に具体的に書かれることとなります。

どこに、どのように記入をしていくかについては、児童生徒等の様子（実態）によって異なります。整合性のある指導案づくりをすることは、合理的配慮の「評価」にもつながるのではないのでしょうか。

「ICT活用の例」（事例NO.3、10、15とも関連）

☆見え方に困難がある児童生徒等に必要な合理的配慮（例）

- ① 児童生徒等の実態や座席表等に、「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」として板書をタブレット等で撮影しノートに写すことを記入する。
- ② 場面や手だてについて、本時の展開に具体的に記入する。

②テスト時の配慮について

障害のある児童生徒からテストを実施する際の配慮について意思の表明があった場合についても、合理的な配慮を提供することが求められます。このことは、「合理的配慮」の観点（4ページ参照）の（1）教育内容・方法にも、「認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する」と明記されているとおり、障害の状態や年齢、発達の段階等を考慮して、合理的配慮を検討しなければなりません。本来児童生徒の学習の評価に関しては、公平性のもとでの確に評価されなければなりません。障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と同様に、学んだ学習内容について、テストをとおして十分に力を発揮できているか、発揮するためにはどのような配慮が必要であるかを考えることが大切です。

たとえば、視覚障害や読み書き障害のある児童生徒は読むことに困難さがあるため、時間の延長や拡大文字による問題用紙を用意すること、また、漢字にルビを振ること、行間をあけることなども考えられます。これらの配慮例はあくまで例であり、テストを受ける際に、公平な環境を保障するためにはどのような配慮が必要かを、個別に検討することが大切です。

テストの配慮例

- ・問題用紙と解答用紙を1枚にする
- ・巡回中に丁寧な説明をする
- ・別室受験
- ・テスト監督の複数配置
- ・座席の配慮
- ・鮮明な印刷、カラー印刷による見やすい問題用紙

全国学力・学習状況調査の実施に際しても、特別な配慮が必要な児童生徒への対応については「調査マニュアル」に記載がありますので、参考にしてください。また、今後はICT機器を活用（タブレット端末による読み上げソフトやパソコンを利用した回答など）した、筆記に代わる方法等についても検討が必要になってくるでしょう。

③千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（手話言語条例）

聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる手話等（手話、要約筆記等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（手話言語条例）」が平成28年6月28日に施行されました。

この条例では、手話や要約筆記などのコミュニケーション手段の普及促進、聴覚障害者に対する情報の提供に関する合理的な配慮について、また、手話等に対する理解促進の必要性が示されています。

（事例 NO.17 とも関連）

学校における手話等の普及

- ・学校の設置者は、聴覚障害児が手話等を用いて学べるよう教職員の手話等の技能向上に必要な措置を講ずるよう努める。
- ・聴覚障害児に手話等の学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努める。

（千葉県ホームページ「千葉県手話言語条例」より）